学校法人会計基準 条文改正案 【新旧対照表】

2023年6月29日 東京高等教育研究所

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行	備考
	目次	
	第一章 総則(第一条一第五条)	
	第二章 資金収支計算及び資金収支計	
	算書(第六条―第十四条の二	
)	
	第三章 事業活動収支計算及び事業活	
	動収支計算書(第十五条一第	
	二十四条)	
	第四章 貸借対照表	
	第一節 資産(第二十五条一第二十	
	八条)	
第二節 基本金 と積立金	第二節 基本金 (第二十九条一第三	(変更)
	十一条)	
	第三節 貸借対照表の記載方法等(
	第三十二条一第三十六条)	
	第五章 知事所轄学校法人に関する特	
	例(第三十七条一第三十九条	
)	
	第六章 幼保連携型認定こども園を設	
	置する社会福祉法人に関する	
	特例(第四十条)	
	附則	
	第一等 	
	第一章 総則	
	(学校法人会計の基準)	
 第一条 ※私立学校法に準拠 しているこ	() () () () () () () () () ((変更)
とを明記。	年法律第六十一号。以下「法」という	
	。)第十四条第一項に規定する学校法	
	人(法附則第二条第一項に規定する学	
	校法人以外の私立の学校の設置者に	
	あつては、同条第三項の規定による特	
	別の会計の経理をするものに限るも	

のとし、以下第六章を除き「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。

2 学校法人は、この省令に定めのない 事項については、一般に公正妥当と認 められる学校法人会計の原則に従い、 会計処理を行ない、計算書類を作成し なければならない。

(会計の原則)

- 第二条 学校法人は、次に掲げる原則に よつて、会計処理を行ない、計算書類 を作成しなければならない。
 - 一 財政及び経営の状況について真 実な内容を表示すること。
 - 二 すべての取引について、複式簿記 の原則によつて、正確な会計帳簿を 作成すること。
 - 三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。
 - 四 採用する会計処理の原則及び手 続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(収益事業会計)

- 第三条 私立学校法(昭和二十四年法律 第二百七十号)第二十六条第一項に規 定する事業に関する会計(次項におい て「収益事業会計」という。)に係る会 計処理及び計算書類の作成は、一般に 公正妥当と認められる企業会計の原 則に従つて行わなければならない。
- 2 収益事業会計については、前二条及 び前項の規定を除き、この省令の規定 は、適用しない。

(計算書類)

- 第四条 学校法人が作成しなければなら ない計算書類は、次に掲げるものとす る。
 - 一 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
 - イ 資金収支内訳表
 - 口 人件費支出内訳表
 - 二 事業活動収支計算書及びこれに 附属する事業活動収支内訳表
 - 三 貸借対照表及びこれに附属する 次に掲げる明細表
 - イ 固定資産明細表
 - 口 借入金明細表
 - ハ 基本金明細表

(総額表示)

第五条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。

第二章 資金収支計算及び資金収支計 算書

(資金収支計算の目的)

第六条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。)の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

(資金収支計算の方法)

第七条 資金収入の計算は、当該会計年 度における支払資金の収入並びに当

ハ 積立金明細表

該会計年度の諸活動に対応する収入 で前会計年度以前の会計年度におい て支払資金の収入となつたもの(第十 一条において「前期末前受金」という 。)及び当該会計年度の諸活動に対応 する収入で翌会計年度以後の会計年 度において支払資金の収入となるべ きもの(第十一条において「期末未収 入金」という。)について行なうものと する。

- 2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの(第十一条において「前期末前払金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの(第十一条において「期末未払金」という。)について行なうものとする。(勘定科目)
- 第八条 学校法人は、この章の規定の趣 旨に沿つて資金収支計算を行なうた め必要な勘定科目を設定するものと する。

(資金収支計算書の記載方法)

第九条 資金収支計算書には、収入の部 及び支出の部を設け、収入又は支出の 科目ごとに当該会計年度の決算の額 を予算の額と対比して記載するもの とする。

(資金収支計算書の記載科目)

第十条 資金収支計算書に記載する科目 は、別表第一のとおりとする。

(前期末前受金等)

第十一条 当該会計年度の資金収入のう ち前期末前受金及び期末未収入金は、 収入の部の控除科目として、資金収支 計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期 末前払金及び期末未払金は、支出の部 の控除科目として、資金収支計算書の 支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第十二条 資金収支計算書の様式は、第 一号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

- 第十三条 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。
 - 一 学校法人(次号から第五号までに 掲げるものを除く。)
 - 二 各学校(専修学校及び各種学校を 含み、次号から第五号までに掲げる ものを除く。)
 - 三 研究所
 - 四 各病院
 - 五 農場、演習林その他前二号に掲げ る施設の規模に相当する規模を有 する各施設
- 2 前項第二号に掲げる部門の記載にあたつては、二以上の学部を置く大学にあつては学部(当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。)に、二以上の学科を置く短期大学にあつては学科(当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。)に、二以上の課程を置く高等学校にあつては課程(当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。)にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

- 3 学校教育法(昭和二十二年法律第二 十六号)第百三条に規定する大学に係 る前項の規定の適用については、当該 大学に置く大学院の研究科は大学の 学部とみなす。
- 4 通信による教育を行なう大学に係る 第二項の規定の適用については、当該 教育を担当する機関は大学の学部又 は短期大学の学科とみなす。
- 5 資金収支内訳表の様式は、第二号様 式のとおりとする。

(人件費支出内訳表の記載方法等)

- 第十四条 人件費支出内訳表には、資金 収支計算書に記載される人件費支出 の決算の額の内訳を前条第一項各号 に掲げる部門ごとに区分して記載す るものとする。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は 、前項の規定による記載について準用 する。
- 3 人件費支出内訳表の様式は、第三号 様式のとおりとする。

(活動区分資金収支計算書の記載方法等

第十四条の二 活動区分資金収支計算書 には、資金収支計算書に記載される資 金収入及び資金支出の決算の額を次 に掲げる活動ごとに区分して記載す るものとする。

一 教育研究活動

二 施設若しくは設備の取得又は売却 **に関連する活動**

三 資金調達活動

一 教育活動

二 施設若しくは設備の取得又は売 却**その他これらに類する**活動

三 資金調達 <u>その他前二号に掲げる</u> 活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、 第四号様式のとおりとする。

第三章 事業活動収支計算及び事業活 動収支計算書 (変更)

(変更)

(事業活動収支計算の目的)

- 第十五条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。
 - 一 教育活動
 - 二 教育活動以外の経常的な活動
 - 三 前二号に掲げる活動以外の活動

3 事業活動収支計算は、前条各号に掲 げる活動ごとに、前二項の規定により 計算した事業活動収入と事業活動支 出を対照して行うとともに、事業活動 収入の額から事業活動支出の額を控 除して行うものとする。 (事業活動収支計算の目的)

- 第十五条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額(以下「基本金組入額」という。)を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。
 - 一 教育活動
 - 二 教育活動以外の経常的な活動
 - 三 前二号に掲げる活動以外の活動

(事業活動収支計算の方法)

- 第十六条 事業活動収入は、当該会計年 度の学校法人の負債とならない収入 を計算するものとする。
- 2 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。
- 3 事業活動収支計算は、前条各号に掲 げる活動ごとに、前二項の規定により 計算した事業活動収入と事業活動支 出を対照して行うとともに、事業活動 収入の額から事業活動支出の額を控 除し、その残額から基本金組入額を控 除して行うものとする。

(勘定科目)

第十七条 学校法人は、この章の規定の 趣旨に沿つて事業活動収支計算を行 うため必要な勘定科目を設定するも のとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第十八条 事業活動収支計算書には、第 十五条各号に掲げる活動ごとに事業 (変更)

(削除)

活動収入の部及び事業活動支出の部 を設け、事業活動収入又は事業活動支 出の科目ごとに当該会計年度の決算 の額を予算の額と対比して記載する ものとする。

(事業活動収支計算書の記載科目)

- 第十九条 事業活動収支計算書に記載す る科目は、別表第二のとおりとする。
- (当年度収支差額等の記載)
- 第二十条 第十五条各号に掲げる活動ご との当該会計年度の収支差額(事業活 動収入の額から事業活動支出の額を 控除した額をいう。以下同じ。) は、事 業活動支出の部の次に予算の額と対 比して記載するものとする。
- 2 当該会計年度の経常収支差額(第十 五条第一号に掲げる活動の収支差額 に同条第二号に掲げる活動の収支差 額を加算した額をいう。以下同じ。) は 、同号に掲げる活動の収支差額の次に 予算の額と対比して記載するものと する。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度 収支差額(経常収支差額に第十五条第 三号に掲げる活動の収支差額を加算 した額をいう。以下同じ。) は、同号に 掲げる活動の収支差額の次に予算の 額と対比して記載するものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、当 4 当該会計年度の基本金組入額は、基 本金組入前当年度収支差額の次に予 算の額と対比して記載するものとす

> 5 当該会計年度の当年度収支差額(基 本金組入前当年度収支差額から基本 金組入額を控除した額をいう。以下同 じ。)は、基本金組入額の次に予算の額 と対比して記載するものとする。

(翌年度繰越収支差額)

- 3 当該会計年度の**当年度収支差額**(経 常収支差額に第十五条第三号に掲げ る活動の収支差額を加算した額をい う。以下同じ。)は、同号に掲げる活動 の収支差額の次に予算の額と対比し て記載するものとする。
- 年度収支差額の次に予算の額と対比 して記載するものとする。
- 5 当該会計年度の基本金組入後当年度 収支差額(当年度収支差額から基本金 組入額を控除した額をいう。以下同じ 。)は、基本金組入額の次に予算の額と 対比して記載するものとする。

(翌年度繰越収支差額)

(変更)

(変更)

掲げる額がある場合には、当該額を加 算した額を、翌年度繰越収支差額とし て、翌会計年度に繰り越すものとする

一 基本金組入後当年度収支差額

二 前年度繰越収支差額(当該会計年 度の前会計年度の翌年度繰越収支 差額をいう。)

三 (削除)

第二十二条 翌年度繰越収支差額は、基 本金組入後当年度収支差額の次に、前 条の規定による計算とともに、予算の 額と対比して記載するものとする。

第二十四条 事業活動収支内訳表には、 事業活動収支計算書に記載される事 業活動収入及び事業活動支出並びに 当年度収支差額の決算の額を第十三 条第一項各号に掲げる部門ごとに区 分して記載するものとする。

第二十一条 当該会計年度において次に|第二十一条 当該会計年度において次に 掲げる額がある場合には、当該額を加 算した額を、翌年度繰越収支差額とし て、翌会計年度に繰り越すものとする

一 当年度収支差額

(変更)

二 前年度繰越収支差額(当該会計年 度の前会計年度の翌年度繰越収支 差額をいう。)

三 第三十一条の規定により当該会 計年度において取り崩した基本金 の額

(翌年度繰越収支差額の記載)

第二十二条 翌年度繰越収支差額は、当 年度収支差額の次に、前条の規定によ る計算とともに、予算の額と対比して 記載するものとする。

(事業活動収支計算書の様式)

第二十三条 事業活動収支計算書の様式 は、第五号様式のとおりとする。

(事業活動収支内訳表の記載方法等)

- 第二十四条 事業活動収支内訳表には、 事業活動収支計算書に記載される事 業活動収入及び事業活動支出並びに 基本金組入額の決算の額を第十三条 第一項各号に掲げる部門ごとに区分 して記載するものとする。
- 2 事業活動収支内訳表の様式は、第六 号様式のとおりとする。

第四章 貸借対照表 第一節 資産

(資産の評価)

第二十五条 資産の評価は、取得価額を もつてするものとする。ただし、当該 資産の取得のために通常要する価額 と比較して著しく低い価額で取得し た資産又は贈与された資産の評価は、 取得又は贈与の時における当該資産

(削除)

(変更)

の取得のために通常要する価額をも つてするものとする。

(減価償却)

- 第二十六条 固定資産のうち時の経過に よりその価値を減少するもの(以下「 減価償却資産」という。)については、 減価償却を行なうものとする。
- 2 減価償却資産の減価償却の方法は、 定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第二十七条 有価証券については、第二 十五条の規定により評価した価額と 比較してその時価が著しく低くなつ た場合には、その回復が可能と認めら れるときを除き、時価によつて評価す るものとする。

(徴収不能額の引当て)

第二十八条 金銭債権については、徴収 不能のおそれがある場合には、当該徴 収不能の見込額を徴収不能引当金に 繰り入れるものとする。

第二節 基本金と積立金

(基本金)

第二十九条 学校法人が、経営基盤を安 定させるために受け入れた寄付金を基 本金とする。

(基本金への組入れ)

第三十条 学校法人は、固定資産の取得 のために受け取った寄付金額を基本 金に組み入れるものとする。基本金は 、取り崩さない。

一 (削除)

第二節 基本金

(基本金)

第二十九条 学校法人が、その諸活動の 計画に基づき必要な資産を継続的に 保持するために維持すべきものとし て、その事業活動収入のうちから組み 入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第三十条 学校法人は、次に掲げる金額 に相当する金額を、基本金に組み入れ るものとする。

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際

(変更)

(変更)

(変更)

(削除)

	1	
	に有していた固定資産)で教育の用	
	に供されるものの価額又は新たな	
	学校(専修学校及び各種学校を含む	
	。以下この号及び次号において同じ	
	。)の設置若しくは既設の学校の規	
	模の拡大若しくは教育の充実向上	
	のために取得した固定資産の価額	
二 (削除)	二 学校法人が新たな学校の設置又	(削除)
	は既設の学校の規模の拡大若しく	
	は教育の充実向上のために将来取	
	得する固定資産の取得に充てる金	
	銭その他の資産の額	
三 (削除)	三 基金として継続的に保持し、かつ	(削除)
	、運用する金銭その他の資産の額	
四(削除)	四 恒常的に保持すべき資金として	(削除)
	別に文部科学大臣の定める額	
2 (削除)	2 前項第二号又は第三号に規定する基	(削除)
	本金への組入れは、固定資産の取得又	
	は基金の設定に係る基本金組入計画	
	に従い行うものとする。	
3 (削除)	3 学校法人が第一項第一号に規定する	(削除)
	固定資産を借入金(学校債を含む。以	
	下この項において同じ。) 又は未払金(
	支払手形を含む。以下この項において	
	同じ。)により取得した場合において、	
	当該借入金又は未払金に相当する金	
	額については、当該借入金又は未払金	
	の返済又は支払(新たな借入金又は未	
	払金によるものを除く。)を行つた会	
	計年度において、返済又は支払を行つ	
	た金額に相当する金額を基本金へ組	
	み入れるものとする。	(-L)
(積立金)	(基本金の取崩し)	(変更)
第三十一条 翌年度繰越収支差額の範囲	第三十一条 学校法人は、次の各号のい	(変更)
で、積立金を表示することができる。	ずれかに該当する場合には、当該各号	
その表示は、別表第三のとおりとする	に定める額の範囲内で基本金を取り	
<u>•</u>	<u>崩すことができる。</u>	
	j	

一(削除)	一 その諸活動の一部又は全部を廃止し	(削除)
	た場合 その廃止した諸活動に係る	
	基本金への組入額	
二(削除)	二 その経営の合理化により前条第	(削除)
	一項第一号に規定する固定資産を	
	有する必要がなくなつた場合 そ	
	の固定資産の価額	
三 (削除)	三 前条第一項第二号に規定する金	(削除)
	銭その他の資産を将来取得する固	
	定資産の取得に充てる必要がなく	
	なつた場合 その金銭その他の資	
	産の額	
四(削除)	四 その他やむを得ない事由がある	(削除)
	場合 その事由に係る基本金への	
	組入額	
	第三節 貸借対照表の記載方法等	
	(貸借対照表の記載方法)	
	第三十二条 貸借対照表には、資産の部	
	、負債の部及び純資産の部を設け、資	
	産、負債及び純資産の科目ごとに、当	
	該会計年度末の額を前会計年度末の	
	額と対比して記載するものとする。	
	(貸借対照表の記載科目)	
	第三十三条 貸借対照表に記載する科目	
	は、別表第三のとおりとする。	
	(重要な会計方針等の記載方法)	
	第三十四条 引当金の計上基準その他の	
	計算書類の作成に関する重要な会計	
	方針については、当該事項を脚注(注	
	記事項を計算書類の末尾に記載する	
	ことをいう。以下この条において同じ	
	。)として記載するものとする。	
	2 重要な会計方針を変更したときは、	
	その旨、その理由及びその変更による	
	増減額を脚注として記載するものと	
	する。	

	3 減価償却資産については、当該減価	
	償却資産に係る減価償却額の累計額	
	を控除した残額を記載し、減価償却額	
	の累計額の合計額を脚注として記載	
	するものとする。ただし、必要がある	
	場合には、当該減価償却資産の属する	
	科目ごとに、減価償却額の累計額を控	
	除する形式で記載することができる。	
	4 金銭債権については、徴収不能引当	
	金の額を控除した残額を記載し、徴収	
	不能引当金の合計額を脚注として記	
	載するものとする。ただし、必要があ	
	る場合には、当該金銭債権の属する科	
	目ごとに、徴収不能引当金の額を控除	
	する形式で記載することができる。	
	5 担保に供されている資産については	
	、その種類及び額を脚注として記載す	
	るものとする。	
6 (削除)	6 翌会計年度以後の会計年度において	(削除)
	基本金への組入れを行うこととなる	
	金額については、当該金額を脚注とし	
	て記載するものとする。	
7 (削除)	7 当該会計年度の末日において第三十	(削除)
	条第一項第四号に掲げる金額に相当	
	する資金を有していない場合には、そ	
	の旨及び当該資金を確保するための	
	対策を脚注として記載するものとす	
	<u>る。</u>	
<u>6</u>	8 前各項に規定するもののほか、財政	(変更)
	及び経営の状況を正確に判断するた	
	めに必要な事項については、当該事項	
	を脚注として記載するものとする。	
	(貸借対照表の様式)	
	第三十五条 貸借対照表の様式は、第七	
	号様式のとおりとする。	
	(附属明細表の記載方法等)	
	第三十六条 固定資産明細表、借入金明	
	細表及び基本金明細表には、当該会計	
	年度における固定資産、借入金及び基	

本金の増減の状況、事由等をそれぞれ 第八号様式、第九号様式及び第十号様 式に従つて記載するものとする。

第五章 知事所轄学校法人に関する特 例

(計算書類の作成に関する特例)

第三十七条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(以下「知事所轄学校法人」という。)は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。(徴収不能引当ての特例)

第三十八条 知事所轄学校法人(高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。)は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第三十九条 知事所轄学校法人は、第三 十条第一項の規定にかかわらず、同項 第四号に掲げる金額に相当する金額 の全部又は一部を基本金に組み入れ ないことができる。

第六章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例

第四十条 法第十四条第一項に規定する 学校法人(法附則第二条第一項に規定 する学校法人以外の私立の学校の設 置者であって、同条第三項の規定によ る特別の会計の経理をするものに限 る。)のうち、幼保連携型認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法 律(平成十八年法律第七十七号)第二 条第七項に規定する幼保連携型認定

(削除)

第三十九条 (削除)

第三十九条

(変更)

(削除)

(削除)

14

こども園をいう。)を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。